

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和6年8月14日（令和6年（行情）諮問第899号及び同第900号）

答申日：令和7年2月7日（令和6年度（行情）答申第893号及び同第894号）

事件名：特定職員が特定期間に送信した電子メールのうち特定の文言を含むものの不開示決定（不存在）に関する件
特定矯正管区職員が特定職員から特定期間に受信した電子メールの不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年5月2日付け○管発第775号及び同月15日付け同第826号により特定矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。なお、意見書は、諮問庁に閲覧させることは適当ではない旨の意見が提出されているため、その内容は記載しない。

(1) 原処分1（令和6年（行情）諮問第899号）

当該処分は、以下の点において違法又は不当である。

ア 請求に係る行政文書が作成又は取得されておらず、保有されていないことはあり得ない。

イ 補正に要した日数は期間に算入しないとしても、開示請求があった日から六十日以内の期限を超過している。

(2) 原処分2（令和6年（行情）諮問第900号）

当該処分は、以下の点において違法又は不当である。

請求に係る行政文書が作成又は取得されておらず、保有されていないことはあり得ない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分1（令和6年（行情）諮問第899号）

(1) 令和6年（行情）諮問第899号の理由となる審査請求（以下「本件審査請求1」という。）は、審査請求人が令和5年1月4日受付行政文書開示請求書により、本件対象文書1の開示請求（以下「本件開示請求1」という。）を行い、これを受けた特定矯正管区長（処分庁）が、特定矯正管区ではこれを作成又は取得しておらず、保有していないとして、不開示決定（原処分1）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、要するに、処分庁は本件対象文書1を作成、保有しているはずであり、本件対象文書1が存在しないとして不開示とした原処分1は違法又は不当であるとして、原処分1の取消しを求めていることから、以下、原処分1の妥当性について検討する。

なお、審査請求人は、原処分1は法で定められた期限内に開示決定を行っておらず違法である旨の主張をしているが、本件開示請求手続においては、補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に原処分1がなされており、適法に行われたものであると認められる。

(2) 原処分1に至る経緯について

本件開示請求1から原処分1までの経緯等については、以下のとおりである。

ア 審査請求人は、処分庁に対し、同年1月4日受付行政文書開示請求書をもって、本件対象文書1の開示請求（本件開示請求1）を行った。

イ 処分庁は、本件開示請求1を受け、同月31日付け求補正書をもって、審査請求人に対し、本件対象文書1については処分庁において保有していないため、不開示決定がなされると思われる旨を情報提供するとともに、本件開示請求1を維持するか否か（以下「本件意思確認1」という。）の回答を求めた。

ウ 審査請求人は、処分庁に対し、同年2月14日受付回答書をもって、請求の趣旨の内容を補正する旨を回答した。

エ 処分庁は、審査請求人に対し、同月15日付け求補正書をもって、上記ウの審査請求人の補正内容については、請求内容等の変更により新たに対象文書の探索を行う必要等が生じるため、新たな請求とするよう求めた上で、本件開示請求1について、上記イと同様に本件意思確認1の回答を求めた。

オ 処分庁は、審査請求人から上記エに係る回答が期限までになされなかったことから、審査請求人に対し、同年3月9日付け求補正書をもって、回答書を同封した上で、本件意思確認1の回答を求めた。

カ 処分庁は、審査請求人から上記オに係る回答が期限までになされなかったことから、審査請求人に対し、同年4月11日付け求補正書を

もって、本件意思確認1の回答を求めるとともに、期限までに回答がない場合には本件開示請求1を維持したものとみなす旨の連絡を行った。

キ 処分庁は、同年5月2日、原処分1を行い、同日付け行政文書不開示決定通知書（以下「本件通知書1」という。）をもって、審査請求人にその旨等を通知した。

(3) 原処分1の妥当性について

処分庁は、本件開示請求1を受け、処分庁担当者をして、本件対象文書1を特定すべく、探索を行ったものの、本件対象文書1を保有している事実は認められなかった。

また、本件審査請求1を受け、諮問庁において、処分庁担当者をして、文書庫、事務室、メールサーバー及びパソコンの共有フォルダ等について再度探索させたが、本件対象文書1の存在は確認できなかった。

さらに、諮問庁において、処分庁担当者をして本件対象文書1を保有することが疑われる部署の担当者に確認したところ、かつて本件対象文書1を作成していたと思われるが、当該行政文書は保存期間1年未満の行政文書として既に廃棄しており、本件開示請求時点において保有していない旨を述べており、これを覆すに足りる事実は何ら確認できなかった。

以上のことから、本件通知書1において、不開示理由として本件対象文書1は作成又は取得していないとしたことは誤りであるが、本件対象文書1を保有している事実は認められず、本件対象文書1を保有していないとして不開示決定を行った原処分1は結論において妥当である。

2 原処分2（令和6年（行情）諮問第900号）

(1) 令和6年（行情）諮問第900号の理由となる審査請求（以下「本件審査請求2」という。）は、審査請求人が令和5年3月14日受付行政文書開示請求書により、本件対象文書2の開示請求（以下「本件開示請求2」という。）を行い、これを受けた特定矯正管区長（処分庁）が、特定矯正管区ではこれを作成又は取得しておらず、保有していないとして、不開示決定（原処分2）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、要するに、処分庁は本件対象文書2を作成、保有しているはずであり、本件対象文書2が存在しないとして不開示とした原処分2は違法、不当であるとして原処分2の取消しを求めていることから、以下、原処分2の妥当性について検討する。

(2) 原処分2に至る経緯について

本件開示請求2から原処分2までの経緯等については、以下のとおりである。

ア 審査請求人は、処分庁に対し、令和5年3月14日受付「行政文書

開示請求書」により、本件開示請求2を行った。

イ 処分庁は、本件開示請求2を受け、審査請求人に対し、同年4月11日付け「開示決定等の期限の延長について（通知）」により、本件開示請求2に係る期限の延長の措置を行う旨を通知した。

ウ 処分庁は、同月28日付け「意思確認書」により、審査請求人に対し、本件対象文書2については処分庁において保有していないため、不開示決定がなされると思われる旨を情報提供するとともに、本件対象文書2に対する請求を維持するか否かの回答を求め、期限までに回答がない場合には本件開示請求2を維持したものとみなす旨の連絡を行った。

エ 処分庁は、審査請求人から上記ウに係る回答が期限までになされなかったことから、本件開示請求2を維持したものとみなし、同年5月15日、原処分2を行い、同日付け行政文書不開示決定通知書（以下「本件通知書2」といい、「本件通知書1」と併せて「本件通知書」という。）をもって、審査請求人にその旨等を通知した。

(3) 原処分2の妥当性について

上記1(3)と同旨（ただし、「本件開示請求1」とあるのを「本件開示請求2」、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書2」、「本件審査請求1」とあるのを「本件審査請求2」、「本件通知書1」とあるのを「本件通知書2」とそれぞれ改める。）。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和6年8月14日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第899号及び同第900号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年10月7日 審査請求人から意見書を収受（同上）
- ④ 令和7年1月31日 令和6年（行情）諮問第899号及び同第900号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書は作成又は取得しておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、諮問庁は、上記第3の1(3)及び同2(3)のとおり説明するので、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 法務省行政文書管理規則(以下「管理規則」という。)16条によれば、文書管理者は管理規則別表第1に基づき標準文書保存期間基準を定め、保存期間の設定においては、公文書管理法2条6項にいう歴史公文書等(歴史資料として重要な公文書その他の文書)に該当するとされた行政文書にあつては、1年以上の保存期間を定めるものとされ、歴史公文書等に該当しないものであつても、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として1年以上の保存期間を定めるものとされている。

イ 本件対象文書は、法務省標準文書保存期間基準(以下「保存期間基準」という。)で定められた1年以上保存すべき行政文書の類型にも該当しないことから、保存期間1年未満の行政文書として適宜廃棄する取扱いとしている。

ウ 特定矯正管区の職員がパソコンで送受信する電子メールは、同矯正管区で管理しているメールサーバ内に職員ごとに割り当てられた送受信フォルダ(メールボックス)に保存され、当該フォルダに保存されている送受信メールを削除した場合には、当該送受信メールについては、システム上メールサーバ内から全て消去され、何も残らないこととなっている。

また、本件対象文書に該当する電子メールは、紙媒体等により行政文書として保存することなく、役割を終えた時点で遅滞なく廃棄している。

なお、特定矯正管区において、判断を仰ぐ必要のある案件に係るやり取りといった保存期間を1年以上とすべき事項については、全て対面又は紙媒体等で行っており、電子メールを使用することはない。

(2) 検討

ア 当審査会において、諮問庁から提示を受けた管理規則及び保存期間基準の写しを確認したところ、上記(1)アにおいて諮問庁が説明する法務省における行政文書の作成及び保存期間に関する規定が存すると認められる。また、本件対象文書の作成の経緯に関する上記(1)ウの諮問庁の説明には、格別不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情もない。

そうすると、本件対象文書が、保存期間基準で定められた1年以上保存すべき行政文書の類型にも該当しないため、役割を終えた時点で遅滞なく廃棄している旨の上記の諮問庁の説明は、否定することまではできず、これを覆すに足りる事情も認められない。

イ 上記第3の1(3)及び同2(3)の探索の範囲等についても、特段の問題があるとは認められない。

ウ したがって、特定矯正管区において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書(上記第2の2)において、原処分1につき、補正に要した日数は期間に算入しないとしても、開示請求があった日から六十日以内の期限を超過していると主張する。

当審査会において、本件審査請求1に係る諮問書(令和6年(行情)諮問第899号)に添付された求補正に係る書面の写しを確認したところによれば、原処分に至るまでの求補正等の経緯は、おおむね上記第3の1(2)のとおりであり、また、4回にわたる求補正に係る書面に記載された各回答期限(いずれも令和5年)は、順に、2月14日、3月1日、同月23日及び4月26日であったことが認められる。

法10条1項ただし書は、法4条2項の規定により補正を求めた場合にあっては、「補正に要した日数」は開示決定等の期間には算入されない旨定めるところ、上記のように複数回にわたって求補正の手続が行われた場合には、開示決定等の期間に算入されないのは、実際に補正に要した日数のみであり、一の補正が済んだ後次の補正依頼までの期間は開示決定の期間に算入され、また、求補正に対する回答がされなかった本件においては、開示決定等の期間の算入の関係では、当該求補正の回答期限をもって当該補正が済んだと扱うべきであるから、法10条2項による期間延長の手続が採られていない以上、原処分1には、同条1項の30日の開示決定の期間を超過した瑕疵があるものといわざるを得ない。しかしながら、既に原処分1が行われている以上、当該瑕疵を理由として原処分1を取り消す実益がないので、本件では、その点は原処分1の効力を左右するものではない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

諮問庁は、上記第3の1(3)及び同2(3)において、本件対象文書は、作成又は取得されたものの、既に廃棄済みであり、開示請求時点において保有していなかった旨説明するところ、本件通知書には、本件対象文書を不開示とする理由として、「請求に係る行政文書は作成又は取得されておらず、保有していないため。」として、事実と異なる記載がされている。処分庁においては、今後の対応において、上記のような不適切な記載がされないよう十分に留意すべきである。

5 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、特定矯正管区において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙 本件対象文書

- 1 特定年月日A現在の特定矯正管区特定課特定職さんにおいて特定年月日Bから特定年月日Cまでに送信した電子メール（いわゆるコーネットメールに限らない。）のうち、件名や本文に「矯正局」「管区」「成人」「刑務」「少年」の文字列のいずれか一つ以上含むもの（ただし、受信に対する返信を含み（ただし、不在時の自動応答を含まない。）、添付ファイル等がある場合は当該ファイル等の中身は含まない。また、当該職員の「送信メール」ボックスに存在するものに限らず、「ごみ箱」内のもの、PC内の別箇所に保存したもの、共有フォルダ内のもの、印刷した紙（原メールが既に削除されている場合等における）などの一切を当然含む。）。
- 2 特定矯正管区職員（ただし、特定年月日D現在特定課長であった者を除く。）が特定年月日A現在の特定矯正管区特定課特定職さんから特定年月日Eから本日までに受信した電子メール（ただし、不在時の自動応答を含まず、添付ファイル等がある場合は当該ファイル等の中身は含まない。また、当該各職員の「受信メール」ボックスに存在するものに限らず、PC内の「ごみ箱」等の別箇所に保存したもの、共有フォルダ内のもの、当該各職員以外の職員のPC内に保存したもの、印刷した紙（原メールが既に削除されている場合等における）などの一切を当然含む。）。